

お客さま各位

富山信用金庫

「預金関連規定集」の改定および電子化のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び民法改正を踏まえ、令和2年4月1日より下記の各種規定類を改定施行いたします。

また、環境に配慮した取り組み等の一環として、各種規定類を電子化いたします。電子化の対応により、当金庫ホームページで最新の各種預金規定等をご確認いただけることから、誠に勝手ではございますが、「預金規定集」等の配布を終了いたしますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、改定する規定類は、既にお取引のあるお客様にも適用されますのでご了承願います。

1. 改定及び電子化の対象となる規定

- ・流動性預金共通規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
- ・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・変動金利定期預金規定
- ・定期積金（スーパー積金）規定
- ・とみしん（個人・法人）キャッシュカード規定
- ・しんきん（個人・法人）インターネットバンキング利用規定
- ・普通預金（無利息型普通預金規定を含む）規定
- ・貯蓄預金規定
- ・総合口座取引（無利息型普通預金を含む）規定
- ・期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金（M型）規定
- ・自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・自動継続変動金利定期預金規定

2. 電子化する規定・特約

- ・個人情報等の利用目的のお知らせ
- ・振込規定
- ・盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約（電子化）
- ・WEB（通帳不発行方式）普通預金規定

3. 施行開始時期

2020年4月1日（水）

4. 主な改定内容

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取引制限条項の追加
- ② 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ③ 各規定変更時の周知方法について変更

- ④ 定期預金について、期日前解約の取扱についての明確化
- ⑤ 住所変更等の届出に対する明確化
- ※ 規定により変更事項は異なります。

※ 各種規定は、富山信用金庫ホームページ URL：<http://www.shinkin.co.jp/tomishin/>にてご覧いただけます。ホームページを閲覧できないお客様は、店頭・渉外担当へお申し出ください。

5. 条項の主な新設・変更

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから当金庫所定のこれらの預金の申込書の提出を受け、当金庫が通帳や証書を交付する等してこれを承諾したときに、これらの預金に係る契約が成立するものとします。

2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- 預金口座の開設の際は、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届け出てください。

3. (成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届け出てください。
- 届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人、もしくはそれらの継承人は、取消を主張できないものとします。

4. (取引等の制限)

- 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種の確認や資料の提出を求めることがあり、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限できるものとします。
- 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって取引店へ届け出ていただくこと、この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限できるものとします。

- 各種の確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限できるものとします。
- 取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限できるものとします。

5.（解約等） 追加条項

- 法令で定める本人確認等における確認事項または規定の定めによって預金者が回答または届け出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合は、解約できるものとします。
- 預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると当金庫が認める場合、マネー・ローンダリング等防止の観点から解約できるものとします。

6. 入金の無い口座の解約

この預金について、口座開設1か月を超えて入金が無くまたは預金全額払戻しがなされるなどにより残高が無く未払利息もない状態が1年以上続いた場合には当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出が無い場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。

7. 睡眠口座の解約

- 預金について、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に定める期間利用がない場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出が無い場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。
- この預金口座が解約された時に残高がある場合にその預金債権の払戻しの請求があったときには、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に定める所定の手続きを経て休眠預金等代替金（元金および利息相当額）を支払うこととします。

8.（規定の変更等） 追加条項

- この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備え置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。